

敦賀市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した、工事監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年3月27日

敦賀市監査委員	伊藤誠一
同	森口春幸
同	大塚佳弘

工事監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項に基づく工事監査

3 監査の対象

- (1) 工事件名 白木漁港防波堤改修工事
- (2) 所 管 課 産業経済部農林水産振興課

4 監査の範囲

令和6年度施工中の白木漁港防波堤改修工事（土木工事）

5 監査の実施内容

監査対象工事に関する事務及び工事の設計、施工、監理などが適正に行われているかについて、関係書類の調査を行うとともに関係職員から説明を受けた後、工事現場の実施調査を行った。

なお、この監査の実施にあたっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合との工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の派遣を求めて調査を行い、その意見を参考にした。

6 監査実施日

令和7年1月22日（水）午前10時から午後4時まで

7 監査の着眼点

- (1) 工事の計画は妥当であるか。
- (2) 目的に適合した設計となっているか。
- (3) 積算は適正に行われているか。
- (4) 入札及び契約は適正に行われているか。
- (5) 施工及び工事監理は適正に行われているか。
- (6) 検査は適切に行われているか。

8 監査の結果

監査対象工事に関する事務及び工事の設計、施工、監理等については、監査した範囲において、適正に行われているものと認められた。

なお今後、同様の改修工事が実施されることを勘案し、世代交代による専門的な知識や技術の継承に生かせるよう、この度の改修工事のノウハウや作業手順等を記録に残すとともに人材育成への取組を進める事を意見として申し添える。

また、協同組合総合技術士連合の技術士による所見は、別紙報告書のとおりである。